

# 送変電設備接続検討業務実施要領

平成28年4月 1日

電源開発株式会社

# 送変電設備接続検討業務実施要領

## 1. 目的

この要領は、「送変電設備接続検討・計画業務規程」（以下「上位規程」という）に基づき、当社の送変電設備に係わる接続検討・設備計画業務について、その具体的な業務手順を定め、対外対応業務の一元化と、効率的かつ適正な業務の遂行に資することを目的とする。

## 2. 適用範囲

この要領は、当社が一般送配電事業者に対する振替供給を実施する際に行う送変電設備に係わる接続検討・設備計画業務に適用する。

## 3. 用語の定義

この要領における用語の定義は、上位規程第3条の用語の定義による。

## 4. 接続検討に係わる協議の申し出対象者

当社が行う振替供給は、一般送配電事業者に対する振替供給であることから、接続検討に係わる協議の申し出対象者は一般送配電事業者とする。

## 5. 接続検討に係わる申込窓口

接続検討に係わる協議の申し出に対する窓口として、流通システム部流通計画室内に「振替供給関係情報連絡窓口」（以下「連絡窓口」という。）を設置する。

## 6. 接続検討業務の実施

### (1) 業務内容

接続検討業務の内容は以下のものとする。

- ・送変電設備への接続工事に係る検討業務（設計検討、工期・概算工事費およびそれに付帯する検討事項であり、事前に行う概略検討も含む）
- ・接続検討に係わる当社送変電設備に関する設備仕様などの問い合わせ対応業務

### (2) 接続検討に係わる協議の申し出者との確認事項

連絡窓口は、「6（1）業務内容」に記載した業務の開始にあたり、接続検討に係わる協議の申し出者と協議の上、以下の内容を確認する。

- ・接続検討を必要とする理由
- ・検討項目（検討範囲、設備範囲、施工範囲など）
- ・検討条件、検討に当たっての留意事項
- ・回答内容（回答項目、回答希望期日など）
- ・その他必要な事項

なお、接続検討の実施中に、当社の事情によりその確認事項の変更の必要が生じた場合には、速やかに接続検討に係わる協議の申し出者に通知し、変更に係わる協議を行う。

## (3) 社内業務実施手順

連絡窓口は、「6（2）接続検討に係わる協議の申し出者との確認事項」を受けて、以下の手順にて接続検討を実施する。その業務フローを別紙に示す。

- ・連絡窓口は、「6（2）接続検討に係わる協議の申し出者との確認事項」の内容を検討の上、必要に応じて、流通システム部各室や、その他設備計画業務の遂行に必要な関係機関に、設備計画業務の検討を依頼する。
- ・連絡窓口は、これら検討結果を取り纏め、回答期日までに、接続検討に係わる協議の申し出者に対し回答する。

なお、接続検討に関する情報は、「振替供給業務における適正な業務執行および情報取扱い規程」により適正に管理する。

## 7. 接続工事实施に関する契約等の扱い

接続検討の回答をもとに接続検討に係わる協議の申し出者と協議の結果、接続工事が必要となった場合、その工事实施に伴う契約等の取扱いについては、別途関係一般送配電事業者と協議して決める。

## 附 則

1. この要領は平成28年4月1日から実施する。

【接続検討の具体的な業務フロー】

